

ID: 2

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	東大和市庁舎管理規則 第8条		
例規番号	昭和45年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(庁舎の使用又は立入りの禁止)</p> <p>第8条 庁舎を使用し、又は庁舎へ入ろうとする者が次の各号の一に該当するときは、庁舎管理者、管理責任者及び課長等(以下「庁舎管理者等」という。)は、庁舎の使用若しくは立入りを禁止し、又は庁舎から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他の危険物を携帯し、又は酒気を帯びるなど明らかに他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 許可なくして駐車するなど庁舎構内の通行を妨げるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 爆発物、引火物など明らかに火災発生の危険があるものを所持すると認められるとき。</p> <p>(4) 第5条の規定による許可を受けず、又は許可の条件に違反し、若しくは庁舎管理者及び職員の指示に従わないと認められるとき。</p> <p>(5) その他庁舎の秩序を乱すなど公務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	印刷物、掲示板等の撤去命令		
例規名 根拠条項	東大和市庁舎管理規則 第10条		
例規番号	昭和45年規則第17号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(印刷物、掲示板等の撤去)</p> <p>第10条 庁舎管理者等は、庁舎における張り紙、印刷物の掲示、立札又は立看板などの掲出が第5条の許可の条件に違反したときは、その撤去を命じ、又は撤去することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市行政財産使用料条例 第2条		
例規番号	昭和43年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に1,000分の2.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計して得た額</p> <p>ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額</p> <p>イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額</p> <p>(3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額</p> <p>(4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額</p> <p>2 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項第3号の規定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第18条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第20条の規定による。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 市長は、第12条第3項の規定により通知した使用開始可能日から当該使用者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定により明渡しの請求をしたときは、明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第44条第1項各号(第7号及び第8号を除く。))の規定により明渡しの請求をしたときは、明渡しの請求をした日)までの間、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 市長が特別の事情があると認める場合は、前項の規定による使用開始可能日を別に指定することができる。</p> <p>3 使用者は、毎月末日(月の途中で市営住宅を明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項若しくは第2項に規定する市営住宅の使用開始可能日又は市営住宅を明け渡した日において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。</p> <p>5 使用者が第42条第1項に規定する手続を経ないで市営住宅を使用しなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>(市営住宅建替事業等に係る使用料の特例)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可した市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第2項、第32条第1項若しくは第3項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項に規定するところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。</p> <p>(1) 第40条の規定による使用の申出により、市営住宅の使用者が新たに整備された市営住宅の使用を許可された場合</p> <p>(2) 法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の使用者が他の市営住宅の使用を許可された場合</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	収入超過者の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第32条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【基準】			
第32条の規定による。 (収入超過者の使用料)			
第32条 第30条第1項の規定により収入超過者と認定された使用者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該使用者が期間中に市営住宅を明け渡したときは、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間。第3項において同じ。)、毎月、次項に規定する方法により算定した額を使用料として支払わなければならない。			
2 市長は、前項の使用料を算定しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に規定する方法によらなければならない。			
3 使用者が第30条第1項の規定により収入超過者と認定された場合において第16条の規定による申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第15条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、当該使用者の市営住宅の毎月の使用料を、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。			
4 第18条、第19条第1項から第4項まで及び第21条の規定は、第1項及び前項の使用料について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 219

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	高額所得者の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第34条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。</p> <p>(高額所得者の使用料等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された使用者は、第15条第1項及び第2項並びに第32条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定の効力が生じる日から前条第1項の期限までの間(当該使用者が期間中に市営住宅を明け渡したときは、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を使用料として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>3 第18条及び第21条の規定は第1項の使用料に、第19条第1項から第4項までの規定は第1項の使用料及び前項の金銭についてそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第47条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第47条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第47条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる使用料相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第51条		
例規番号	平成9年条例第28号		
【基準】 第51条の規定による。 (使用許可の取消し) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 総務部 総務管財課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	東大和市営住宅条例 第55条		
例規番号	平成9年条例第28号		
【基準】 第55条の規定による。 (罰則) 第55条 市長は、使用者が詐欺その他の不正の行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日